

～離婚事件に対する思い～

弁護士 田中 勇輝



今回は、私が抱えている事件としては相当な割合を占める離婚事件について、雑感をお話したいと思います。

現在、結婚しているご夫婦が離婚する割合は既に3割を超えておりますので、もはや離婚は他人事ではなく、ご自身が離婚されていないと、周りで離婚された方がいるというのはそこまで珍しい事象ではないかと思えます。

弁護士生活も7年目を迎え、これまで様々な形の夫婦生活やその終焉を拝見してきましたが、夫婦というのは、異なる環境で育った他人同士と一緒に生活をするわけですから、そもそもうまくいくということ自体が奇跡だと思います。そして、夫婦生活は、当事者二人の問題だけでなく、それぞれの両親が介入してくることもままありますから、そこにまた難しさが生じます。子どもが生まれれば、子どもを育てるだけで戦争ですから、夫婦双方にストレスが溜まります。さらには、子育てに対する価値観は、夫婦、双方の両親も違いますから、そこでも衝突も生じます。結婚したからには、その様々な壁を乗り越えてうまくいってほしい、とは思いますが、離婚率が上がり、離婚へのハードルが相対的に低下している昨今では、性格の不一致が原因で別居に至るケースは珍しくありません。

我々弁護士が相談を受けて、離婚を勧めるということはありませんが、ただ、性格の不一致であろうが、それ以外の理由であろうが、依頼者の方が、夫ないし妻と、もう今後一緒にいることはできないという結論を出されたのであれば、それを尊重し、手続的なサポートをするのが仕事です。

離婚には、概ね、夫婦の話し合いで条件等を決め、離婚届を提出する協議離婚、夫婦での協議が難しい場合には家庭裁判所で調停をして離婚をする調停離婚、調停でも話し合いがつかない場合に裁判をして離婚をする裁判離婚の3つがありますが、弁護士は、どの段階からでも関わる可能性があります。

協議、調停、裁判について代理人をお引き受けすれば、依頼者の方の立場に立って、離婚に向けて、話し合い、あるいは裁判を進めて行くということになります。しかし、私がお引き受けする場合、事案の解決のために考えていくべきと思っているのは、依頼者の方の言い分だけではなく、やはり、相手方にも「立っ瀨」を与えるということです。

もちろん、依頼者の方の立場に立って、依頼者の方の望む目的地へ導くのが代理人の仕事ですが、しかしながら、依頼者の方の言い分を単純にそのまま最後まで主張し続けるということが、必ずしもその目的地へたどり着く最善の方法とは限りません。

例えば、最近、よく耳にするモラハラという言葉ですが、モラハ

ラをしている側には自覚がないということも非常に多いです。怒鳴るなどまでいけば分かりやすいかもしれませんが、経済的に締め付けるなどもモラハラ的一种と言われ、それはある種見方の問題とも言えます。また、裁判では、モラハラのみで離婚を認めてもらうというのが難しいという現状もあります。

その中で、協議や調停の段階で、モラハラの主張をすべきかというのは一考の余地があります。モラハラ被害を受けた方の被害が大きく、加害者に自覚がないような状態で、その被害の状況を相手方にも伝えたい、またこの状況を調停委員さんにも伝えないと分かってもらえないという場合には主張をする必要もあるかもしれません。

しかし、一方で、その主張をすることによって、相手方が、モラハラ加害者とされることに非常に強い抵抗感を示し、却って意地でも離婚をしないと感情的になってしまう場合もあります。

そのような結論が予想される場合には、協議や調停の段階では、モラハラについては一旦置いておく、あるいは軽い主張に留めておき、修復が難しいという事情だけで考えてもらうというのも十分にあり得る選択かと思えます。

また、財産分与が問題となっている事案でも、特に男性側から女性側へ一定金額の財産分与をしなければならない場合において、今後の女性側の生活の支援として、いわゆる扶養的財産分与の上乗せをするという考え方になれば、むしろ解決が早いこともあります。私が携わったケースでも、男性側に立ち、水準より多めに財産分与の提案をしたことにより、最後、調停の場で、女性から、男性に対して、「ありがとう」との言葉が出て終わることができたこともあります。全事件でそのような解決は困難ですが、そのような解決が望ましいということに間違いはありません。

「円満離婚」という言葉が聞かれますが、夫婦が離婚する以上、なかなか、本当の意味での円満解決というのは難しいです。しかし、特にお子さんがまだ未成年である場合には、離婚をしても、完全に縁が切れるわけではなく、養育費や面会交流と、親同士として関わる場面も出てきます。そのような時には尚更、協議や調停の場で、一方的に相手方を責めるよりも、相手方に「立っ瀨」を与え、できる限りは相手方も納得のいく解決、できる限りの円満解決であってほしいと願います。

